

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第6条第3項の「被支配会社等」には、同条第1項の「株券の発行者である会社」が実質的に支配していると考えられる労働組合、健康保険組合、医療法人、財団法人、社団法人等が含まれるという理解でよいか。</p> <p>(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条第1項において、子会社の範囲が「(中略)、当該他の会社等」と定められているところ、同規則第2条第3項第2号では、「会社等」に会社以外の組合その他会社に準ずる事業体が含まれると規定されているため。)</p>	<p>「被支配会社等」とは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第6条第3項において「会社法第2条第3号に規定する子会社に該当する会社をいう。」と規定しており、被支配会社等に含まれるのは、会社法第2条第3号に規定される子会社のうち、「会社」に該当するものに限定されます。そのため、組合やその他の法人は該当しません。</p>